制定2015年8月制定者 部会長

# 関東大和ハウスOB・OG会サイクリング部会則

## 1、会則

(名称)

第1条 本会の名称は、<関東大和ハウスOB・OG会サイクリング部>と称する。

#### (事務局)

第2条 本会の事務局は、関東大和ハウスOB・OG会事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会はシニア世代である事を自覚し、自転車の正しい乗り方と交通ルールを守り、自己責任の基安 全で楽しいサイクリング活動を行うことにより、環境にやさしく心身の健康維持向上につなげ、員 相互の親睦を図ることにより有意義なシニアライフを共有する事を目的とする。

## (会員資格)

第4条 関東大和ハウスOB・OG 会員とし性別、経験、年齢を問わない。

#### (会員の責任)

- 第5条 1、会員は自己責任において行動し、当会はイベント時等の事故責任を負わない。
  - 2、会員は安全快適に行動するために切磋琢磨し各種情報の共有、協力、互助を惜しまない。
  - 3、会員は道路交通法規を遵守する。
  - 4、会員は危機管理の為、自転車用個人賠償責任補償付き保険に加入(更新含む)する。
  - 5、会員は安全走行の為イベント参加に際し自転車については、事前にブレーキの作動、タイヤの 空気圧、各部ジョイントボルトの締め付け、可動部への潤滑油塗布、前照灯・尾灯(反射器可) の点灯確認等部位別に点検し必要に応じメンテナンスを実施する。

また身体に対してはヘルメット、グローブを必ず着用し、服装については体温、気温の変化に 柔軟に対処できる内容とし雨対策としてのカッパ(ポンチョ含む)、体調不良、万一のけがに 備え健康保険証を携行する。 尚、パンク対策として修理用具類並びに自分の所有するタイヤ チューブを少なくとも1本以上携行する。

- 6、会員は入部の際、氏名、郵便番号、住所、自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレス(パソコン、携帯とするが無き場合は fax 番号)、緊急時連絡先・続柄、血液型、健康状態、自転車用個人賠償責任補償付き保険加入について事務局に報告する。
- 7、会員は本会を通じて知りえた個人情報を本人の承諾なくして外部に開示しない。 尚、ここでいう個人情報とは第5条6項に示す事柄を指す。

## (入会)

第6条 会則等活動趣旨を把握し、関東大和ハウスOBO会事務局に入会したい旨を伝え、第5条6項に示す必要事項の提出をもって入会したものとする。

#### (退会及び資格喪失))

- 第7条 本人からの申請があればいつでも退会できる。次の各項の一つに該当する場合は資格喪失する。
  - 1、本人が死亡した時
  - 2、本人申し出により退会した時
  - 3、本会の活動趣旨に反する言動、行動があり会員の過半数以上の賛同を得た時

## 第8条 <部会長>

- 1、会員の中から選ばれ、任期は1年とし再任を妨げないが、会員の意向或は本人申し出により退任する場合、当該年度末をもって役務を引き継ぐものとする。尚、次年度からの活動に支障をきたさないよう会員の中から新たに部会長を選任する。
- 2、会員情報の管理、関東大和ハウスOBOGの役員会.総会の出席、会報誌<絆>への年2回活動報告、イベントの開催等関連事項について役務を負う。

## <プランリーダー>

- 1、イベント計画時会員の中から部会長が指名する
- 2、イベント内容を具体的にまとめ部会長と協議、決定しその内容を会員に連絡する
- 3、イベント開催時、車列の先頭にたち会員を先導するとともに天候、安全、体力差等考慮し適切 な運営を図る

## <委員>

部会長が会員の中より指名し部会長を補佐する

#### <顧問>

適宜、部会長が会員の中より指名し部会長を補佐するが、サイクリング参加の可否は問わない

## (イベント)

第9条 会員の総意によってこれを決定する。

- 1、活動年度内に3回以上、日帰りまたは宿泊をともなうサイクリング計画を立案、実施する
- 2、懇親並びに具体的計画案策定のため暑気払い(8月)、忘年会(12月)または新年会(1月) を開催する
- 3、有志による個別の計画はこれを妨げない
- 4、必要に応じ部会長は会員を召集し調整、起案する事が出来る
- 5、関東以外の大和ハウスOB・OG 会会員並びに本会に所属していない関東大和ハウスOBOG 会会員の参加申し出に際し、自己責任の基これを認めるものとする
- 6、宿泊予約完了後自己都合により参加出来なくなった場合のキャンセル料は本人負担とす

### (会費等)

第10条 年会費等は徴集しないが、イベント、懇親会等費用が発生する事柄については実費を徴集する (運営年度)

第11条 本会の運営年度は当該年度10月1日より次年度9月30とする。

### (発足)

第12条 本会の発足は2013年4月17日とする。

## (附則)

\*この会則は2015年8月より施行する。

 以下余白	